

## 震災復興本部まちづくり・住宅整備推進本部の令和3年度以降のあり方について

### 1 まちづくり等に関して令和3年度以降も引き続き取り組むべき主な課題

#### (1) 「復興・サポート事業」に関連する課題

- ・直接関連するものはない。

#### (2) その他の課題

- ・市町村が買取を行った災害危険区域内的の宅地等（以下「防集元地」という。）のうち、区画狭小，点在，条件不利等の理由で，居住を除く特定目的の土地利用が進められていない土地の適切な管理や今後の利活用が課題となっている。
- ・令和2年度限りで復興交付金が廃止されるため，今後はこれまでと同様のスキームで防集元地を整備した上で利活用を図ることは不可能。

### 2 令和3年度以降の方向性（案）

内 容	理 由
まちづくり・住宅整備推進本部の廃止	推進本部会議は平成26年度を最後に開催しておらず，住宅整備等に係るハード事業も完了したことから，推進本部を設置した当初の目的については，達成したと考える。
1（2）の課題等について，震災復興本部とは別の会議体の設置を検討	防集元地の今後の活用等については，復興庁の補助事業化が不可能となることを踏まえ，今後は県庁組織内だけでなく，市町村や国も交えた上で，あらためて様々な角度から検討を行う必要があるが，県の震災復興本部内の組織として位置付けた場合，県庁内での構成となり，対応が困難。 防集元地に関する問題は，内陸部でも「土地の低未利用化・管理水準の低下」として共通する部分があり，被災地の復興とは異なる枠組みでの議論も必要。

### 3 今後の予定（案）

- ・令和3年度以降の復興庁事業や，その他施策等を踏まえつつ，上記の方向性を精査。
- ・新たな会議体を設ける場合は，検討事項を「(移転元地を含む)低未利用地の活用等」と幅広に設定し，県内全域を対象とする。
- ・会議体の具体的な構成等については，関係者と協議しながら，震災復興・企画部内で検討を進めていく。